

# 子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 26 年 7 月 9 日発行

## 全私保連ニュースⅡ 《平成26年5号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 7 枚)

### ◇ 国「子ども・子育て会議(第16回)」(6月30日)の開催について◇

◇ 6月30日子ども・子育て会議(第16回)が10:00~13:00に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について (2)保育事故再発防止のための取組について (3)次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について (4)その他

〈ポイント〉

- 「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について」報告説明が行われた。
- 「保育事故再発防止のための取組について」協議された。以降は別途、検討会が設置され検討がなされる予定。
- 「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について」説明が行われ協議、確認された。
- 「放課後対策の総合的な推進について」説明が行われ協議された。併せて「子育て支援員(仮称)」の創設について(案)については、次回、再度協議がなされる予定になった。

※以下敬称略

- ・最初に事務局より、委員の交代、出欠、代理出席について報告があり、無藤会長の進行により議題に沿って進められた。岡田副大臣より挨拶が行われた。

#### (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について

- ・資料1「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について」事務局より説明が行われ、協議に入った。

資料1 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について(平成26年6月30日)抜粋

#### 事業計画の策定等

- 基本指針案の策定・提示(平成25年8月)
  - 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の策定・提示(平成26年1月)
  - 「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について」(事務連絡)を发出(平成25年12月)
  - 「認定こども園への移行について」(事務連絡)を发出(平成26年4月)
  - 「障害児支援と子育て支援施策との緊密な連携について」(事務連絡)を发出(平成26年5月)  
障害福祉計画の作成の際には、障害保健福祉担当課と連携を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、障害児支援も含めた支援体制づくりに取り組むよう周知。
- ※各自治体においては、
- ・昨年秋~昨年度末にかけて行ったニーズ調査の結果を踏まえ、量の見込みを設定。
  - ・現在、量の見込みを踏まえた確保方策の検討段階にあり、平成26年9月を目途に、「量の見込み・確保方策」の中間取りまとめを行う。

#### 各種基準の策定

- 各種基準について、子ども・子育て会議における審議の結果等を踏まえ、順次、政令・府省令・告示を制定・公布(詳細はP7~8)
- ※各自治体においては、6月議会又は9月議会において、必要な基準条例を制定。

#### 公定価格仮単価、利用者負担

- 公定価格仮単価、利用者負担のイメージを提示(平成26年5月)
- 公定価格に関するFAQを作成、内閣府ホームページに掲載(平成26年6月)
- 「子ども・子育て支援制度における公定価格の試算ソフト」を作成・提供、幼保連携推進室ホームページに掲載(内閣府ホームページとリンク)(平成26年6月)
- ※各自治体においては、今後、利用者負担の額を検討し、必要な規則等を制定。

## 私立幼稚園の新制度への円滑な移行

- 「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」(事務連絡)を発出(平成26年4月)  
 私立幼稚園の新制度への円滑な移行を図るため、国として必要な支援策等を実施することを示すとともに、都道府県、市町村、教育委員会へ必要な対応(相談・支援体制等の整備、新制度への移行の意向確認、認定こども園への移行支援、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付額の適正な設定等)を要請。
- 「子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト」を作成・提供、幼保連携推進室ホームページに掲載(内閣府ホームページとリンク)(平成26年6月、再掲)
- 国、自治体における窓口の設置、説明会の開催、各種FAQの作成・公表等(詳細は次頁)
- 「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」を実施(平成26年6～7月)  
 現時点での限られた情報で、国の概算要求や自治体の計画策定等のため、私立幼稚園の新制度への移行の見込み等を把握するため、調査を実施。平成27年度施行に当たっての施設型給付の確認については、改めて秋頃をめどに方針を確認する(今回の調査に拘束されない)。

## 自治体・事業者への周知・支援の取り組み

### ○都道府県・指定都市・中核市向け説明会の開催

子ども・子育て関連3法成立以降、新制度の施行に向けて、制度の内容、準備等について説明し、各地方自治体での取組みが円滑に進められるよう、説明会をこれまで8回開催。  
 次回は9月初旬に開催予定。今後も適宜開催する予定。

### 【開催実績】

第1回	平成24年9月18日
第2回	平成25年2月15日
第3回	平成25年6月10日
第4回	平成25年8月6日
第5回	平成25年10月30日
第6回	平成26年1月24日
第7回	平成26年4月17日
第8回	平成26年6月4日

### ○市町村向け、事業者向け説明会への国職員派遣

都道府県の行う市町村向け・事業者向け説明会に、国職員を派遣。  
延べ50都道府県(平成26年4月～6月末)  
 ※その他、関係団体からの依頼に応じた職員派遣多数。

### ○各種FAQ(よくある質問)の作成・公表

- ・事業者向けFAQを作成、内閣府ホームページに掲載(26年5月初版、6月第2版)
- ・自治体担当者向けFAQを随時作成、内閣府ホームページに掲載(各説明会での質疑回答など)
- ・公定価格に関するFAQを作成、内閣府ホームページに掲載(平成26年6月)(再掲)
- ・財政支援等関係(私学助成・就園奨励費、施設型給付)FAQを作成、内閣府ホームページに掲載(平成26年6月)

### ○事業者向けパンフレット(平成26年7月完成予定)

新制度に関連する事業者等を対象に、制度の内容を分かりやすく伝えるためのパンフレットを作成予定(約13万部)。作成したパンフレットは都道府県等を通して全国の事業者等へ配布予定。内閣府ホームページにも掲載予定。

### ○平成27年度施行に向けて市町村で行うべき準備事務について(チェックリスト)の作成・提示(平成26年6月)

## 国民・利用者への周知・広報の取り組み

### ○子ども・子育て支援新制度フォーラムの開催(平成25年3月～)

制度を利用する一般の保護者を主な対象とし、新制度の趣旨、内容の理解の促進を図るため、有識者の基調講演及び自治体首長、子育て支援当事者、父親・母親(タレント等)によるパネルディスカッション等からなるフォーラム(託児付き)を開催。

### 【開催実績】

平成25年3月10日	東京都
平成25年9月23日	札幌市
平成25年11月17日	福岡市
平成26年3月2日	横浜市
平成26年6月28日	神戸市

### ○雑誌広告・新聞広告(平成25年9月～)

- ・妊婦・育児雑誌等への広告掲載(平成25年度…9件(実績)、平成26年度…秋をめどに5件(予定))
- ・新聞広告(平成26年3月)
- 著名人による賛同コメント…尾木直樹氏(教育評論家・法政大教授)、乙武洋匡氏(作家・東京都教育委員)

### 【実施予定】

平成26年8月2日	福島市
平成26年9月23日	名古屋市
平成26年10月25日	埼玉市
平成26年11月30日	広島市

### ○草の根勉強会の開催(平成25年11月～平成26年2月)

新制度の利用者となる親子等が気軽に集まることができる地域の身近な親子の交流の場等において、小規模な勉強会を全国20か所でモデル開催し、国の職員等による新制度の説明を実施。利用者への理解の推進を図るとともに、分かりやすい広報展開の参考とした。

### ○シンボルマークの作成・公表(26年1月～)

新制度を広く国民に知っていただくため、国民にも親しみやすいシンボルマークを作成。新制度に対する国民の理解と共感を得るため、各種の広報・啓発活動等に活用している。



**○なるほどBOOKの作成・配布(平成 26 年3月～)**

制度を利用することとなる一般の保護者を主な対象として、新制度の趣旨、内容の理解の促進を図り、広く周知するためのパンフレットを作成(80万部)。全国の自治体、事業所等へ配布したほか、主催イベント等で配布するなど活用している。内閣府ホームページにも掲載。

**○ホームページ等を活用した情報発信**

【ホームページ】

- ・子ども・子育て支援新制度のホームページをリニューアルし、新制度に関する情報を、より分かりやすく発信。(平成 26 年4月～)
- ・新制度の意義に賛同いただける著名人、有識者が出演する動画(賛同ムービー)をホームページに掲載。(大日向雅美氏、坂下千里子氏、絵本作家のぶみ氏)

【SNS】 Facebook、Twitter を開設し、新制度に関する情報を発信。(平成 26 年5月～)

**○新制度の普及・啓発を行う関係者向けの説明会の開催(平成 26 年9月～10 月)**

地域の身近な場で、主に一般の利用者を対象とした勉強会等において、分かりやすく新制度の説明が出来る人材を育成するため、地方版子ども・子育て会議の委員や子ども・子育て支援を目的とするNPO法人等においてリーダー的な役割を担う者、新制度を担当する市区町村の職員等を対象に、全国3か所(東京都、大阪府、福岡県)で研修会を開催する予定。

**○政府広報**

平成 25 年 11 月9日～インターネット TV『徳光・木佐の知りたいニッポン!』

平成 25 年 12 月 29 日東京 FM『中山秀行ジャパリズム』、平成 26 年7月5～6日(予定)東京 FM『Weekly ニッポン!!』

平成 26 年 8 月 21 日(予定)インターネット TV『徳光・木佐の知りたいニッポン!』

平成 26 年7月下旬以降(予定)インターネット TV 番組名未定

※ 入園手続きなどが始まる今秋を目途に、自治体の協力も得ながら効果的な広報を展開予定。

政令・府省令・告示について

(1)4月 30 日に公布済みの府省令・告示

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 26 年厚生労働省令第 62 号)
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)

(2)6月に公布した政令・府省令

	政省令等	主な内容
政令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成 26 年 6 月 4 日公布、平成 26 年政令 203 号)	認可・認定に係る申請者の欠格事由、幼保連携型認定こども園廃止後の指導要録の保存 等
	子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年 6 月 13 日公布、平成 26 年政令第 213 号)	確認に係る取消事由、個人立の施設に関する経過措置等
府省令	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日公布、平成 26 年内閣府令第 44 号)	保育の必要性の認定に係る事由

(3)今後公布予定の主な政令・府省令・告示

	政省令等	主な内容(予定)
政令	子ども・子育て関連 3 法に伴う関連整備政令	児童福祉法施行令、地方自治法施行令関係(大都市特例の整理等)
		その他関係政令の改正(「幼保連携型認定こども園」に関する用語の整理、「地域型保育事業」に関する用語の整理 等)
府省令	子ども・子育て支援法施行規則の一部改正	支給認定証の記載事項、確認申請書の記載事項、教育・保育情報の公表すべき内容 他
	児童福祉法施行規則(改正)	病児・病後児保育事業の実施、ファミリー・サポート・センター事業の実施、一時預かり事業の実施、放課後健全育成事業、家庭的保育事業等の認可等の諸手続き、市町村整備計画の記載事項等 等
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(改正)	幼保連携型認定こども園の園長等の資格、評価の方法、指導要録の作成・送付、幼保連携型認定こども園の設置等の認可申請の際に必要な事項 等
	幼稚園設置基準(改正)	幼保連携型認定こども園に関する事項の削除、用語の整理

告示	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針	子ども・子育て支援の意義、事業計画の記載事項 他
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(改正・仮称)	幼保連携型認定こども園に関する事項の削除、用語の整理、新幼保連携型認定こども園との並びの観点からの改正

< 委員の主な意見概要 >

- 子ども・子育て支援新制度に向けた国の取組状況について、多くの自治体が基準の条例を9月議会に提案する中で、三鷹市は本日6月議会で提案する。自治体の足並みが崩れないように、とくに2、3号の子どもについては、幼稚園型や地域型保育事業と共に募集をおこなう等必要。新制度の施行時期について予定どおり平成27年4月に施行することが明らかになったことは後押しとしてとても意味がある。仮単価の中の加算については具体的な要件について明らかにして頂きたい。限られた中で、できる限り判断が進むようにして頂きたい。今回やはり地域区分についての課題を感じている。すくなくとも平成29年度までには公平化と効率の良い制度にして頂きたい。幼稚園への移行調査について、幼稚園の一時預かり保育についての補助内容について明らかにして頂きたい。また入園料等についてFAQ等で具体的にお示し頂きたい。就園奨励費の他に都道府県での独自補助を現在行っていることからその分を含めた対応をご検討頂きたい。
- 自治体における新制度への誤解について、未だ晴れていない。ある区で小規模保育を3園取り組んでいる中で、新制度に1園しか認めないというような対応がなされた。ある自治体でも連携は3歳児の受け入れ先がないので無理との説明等、正確に理解していない、取り違えているような状況があり、このまま新制度が施行した際に、利用者や事業者等に対してもとても混乱がおきることが予想される。
- 周知の取組については、雑誌、新聞広告について子どものいない夫婦に周知をしていく必要がある。そうした方々が持つ媒体に提示をして頂きたい。
- 事業者向けFAQにおいて、新幼保連携型認定こども園の園長資格について、幼稚園免許と保育士資格と説明されていたものが学校教諭となったことについて伺いたい。認定こども園での1号認定の子どもも預かり保育の対象になるのか伺いたい。
- 7千億円の消費税財源の4千億円を量、3千億円を質と当初はしていたが、現状ではどのようになっているのか。あらゆる自治体について、過剰なニーズ量が出されているがこの点についていかがか。公定価格について幼稚園、認定こども園、保育所について国が定めるものであり公私について共通のものであることを確認したい。利用者負担の水準について、公私の別がないようにして頂きたい。地方裁量型認定こども園の公定価格については今までの定義に則ってお願いしたい。
- 低所得層については、新聞等ではなく、行政の窓口等で広報ができるようにして頂きたい。  
(事務局説明概要)自治体に説明をする中でそもそもをご理解頂いていない状況もあり、そうした部分を含めて周知をしていきたい。
  - ・7千億円の内訳については、量の見込みを計算して概ね4千億円を量の拡充、残りの3千億円については質の改善ということで整理をしてきた理解。
  - ・広報については、全体のバランスを考えながら、国としては材料を提供していく中で自治体のご協力をお願いしたい。
  - ・2、3号のモデル家庭については夫婦と子ども二人を前提で想定している。
  - ・自治体の様々な理解については小規模保育等の様々な認可については、引き続き周知を図っていきたい。連携施設については、FAQに先般追加したので引き続き取り組んでいきたい。
  - ・園長資格については、法令上の取扱いについては幼稚園の園長の記述の整合性等によりそのような記載になっている。いずれにしても幼稚園教諭の資格については同様に適用される。
  - ・預かり保育については認定こども園の1号認定の子どもにも適用される。
  - ・地方裁量型認定こども園を給付対象から除外するという法律上の整理になっていない。ただ、公定価格の認定については、国が定める基準を満たしていない場合等に調整の対象になる。

- ・ニーズ調査の結果が現状より高い場合には、それに対応できるように5年間の中でお願いをしたいと考えている。ただし、各自治体の様々な実状から実際のニーズよりかなり高いニーズが出てしまう等については、自治体について丁寧な計画策定を求めている。
- ・公立については全額を市町村負担になっていることから市町村に任せている。今般財政のしくみが共通化した中で、私立との関係や利用者負担の共通化を図っていくものである。公定価格自体は私立への適用ということで算定した「唯一」のものであり、市町村が公立について定める際はこの公定価格との関係での説明責任も含めて設定していく必要がある。

## (2) 保育事故再発防止のための取組について

- ・資料2「保育事故再発防止のための取組について」事務局より説明が行われた。

### ＜委員の主な意見概要＞

- 重大事故の報告の対象については特定教育・保育施設、地域型保育事業になっている中で保育の関係だけにならないように全体を共通として一本化して頂きたい。データベース化はインターネット等で個人情報保護の上お願したい。ガイドラインは、参考にはなるが、現場に向けてより重要なポイントについて、写真等を活用して、ポイントが明確にわかるものにして頂きたい。
- 対象について、すべての施設ということで放課後児童クラブ、発達支援施設等を含め、また入所施設との整合性も含めて配慮をお願したい。
- 保育士の疲労等を防いでいく必要もある。事故が起きた時にどのように対応するかと共に事故予防にどのように対応するか。保育士のワーク・ライフ・バランスや保育士の健康状態、ストレスに対するマネジメントについての視点をに入れて頂きたい。
- 保育事故への対応について、このように前向きにご対応いただき感謝。放課後子ども教室も広げていこうという中で幅広での対応をお願したい。集約については都道府県で行うのが適当なのではないか。質の改善と同時にサービスの事後チェックをセットで進めていく必要がある。併せて検証、分析、施策の見直しのサイクルをお願したい。
- 3号認定、保育所、小規模、認定こども園等事故発生のための方針を徹底することも必要。子どもの数が増え続け施設も整備計画が落ち着くまでは、事前規程についても整備をしていく必要がある。
- 市町村単位での体制も含めて検討して頂きたい。
- 厚生労働省の調査報告でも圧倒的に認可外が多い中で、具体的な検討項目について具体的な人員配置や、保育士の就労環境のチェック等が必要。
- 保護者にとっては子どもを預けている間に安全に子どもが生活できることが大事であり、事故だけでなく、虐待等、新制度においてどのように皆で取り組んでいくか明らかにしていく必要がある。地方版子ども・子育て会議でも事故防止の課題について共有していく必要がある。(事務局説明概要)今後別途の会議で様々な課題について検討していきたい。当然のことながら保育だけでなく様々な場を想定して検討していきたい。秋にご報告をしていく中では少なくとも新制度の施行に関連するところからご報告はしていきたいと思う。

## (3) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について 他

- ・資料3-1「次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント」、資料3-2「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の見直しについて」について事務局より報告が行われた。
- ・資料4-1「放課後対策の総合的な推進について」、資料4-2「「子育て支援員(仮称)」の創設について(案)」、資料4-3「「女性が輝く日本」の実現に向けて(抜粋)」、資料5「経済財政運営と改革の基本方針2014(抜粋)」について一括して説明が行われた。当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員)新制度施行後、人材確保に困難が生じた場合であっても、子育て支援員(仮称)については少なくとも保育所を始め小規模保育のA、B型が対象になることが無いようにして頂きたい。何より保育士の処遇改善を進めていくことが必要。

### ＜委員の主な意見概要＞

(子育て支援員(仮称)について)

- 子育て支援員(仮称)が単に意欲があれば保育士という専門家になれるということではないので、その辺りも育児経験が豊富ということではなく子育て支援に意欲のある女性ということ、「主婦」は

「主夫」でもあろうということ、保育士には男性もいるということ等も含めて勘案すべき。次世代育成支援についても親が育つことを支援するという用語を統一して使用して頂きたい。

- 新制度では基礎自治体が実施主体となって、地域の実情に即して、すべての子どもと子育て家庭を対象として子育て支援を実施していくことが強く求められている。その意味では地域の人々の活力を発掘し、発展させる方途の一つとして意義は大きいと思われる。一方で、子育て支援員（仮称）の位置づけについての慎重な検討が必要である。小規模保育や家庭的保育等では、国家資格としての保育士の補助的機能としての位置づけが考えられるが、他方、地域の子育て支援拠点や利用者支援事業等では、保育士の機能を越えた独自の機能も求められる。そのあたりを精査した資格認定が必要等、いくつかの課題がある。
- 子育て支援員（仮称）について、ファミサポ等の底上げについては意味があるが、単に子育て経験がある主婦を安上がりを使っていこうという施策には課題がある。子育て支援員は保育士の補助的な役割であるという中で小規模については保育士と同様ということではないのか。
- 詳細に検討する必要がある。准保育士と間違えて捉えられる可能性もあること等留意すべき。
- 子育て支援員（仮称）については、地域の方々が子育て支援にバックアップをして頂きたいと思うが、同質性の緩和に向けた様々な方々が関わることが適切ではないかと考える。地域人材であることを明確に位置づけて頂きたい。
- 保育士確保の関係では奨学金との関係で例えば保育士になった場合には、償還免除等も検討して頂きたい。子育て支援員については受信型の力を重視する必要がある。

(放課後対策の総合的な推進について)

- 放課後児童クラブについて、8割を新たに小学校内にとのことについて、建物等の課題からは理解されるが、なるべく地域の方々が関わっていけるように設備等も取り組んで頂きたい。
- 放課後子ども総合プランについては一体化の定義を明確にして頂きたい。児童館の活用ももっと考えて頂きたい。学校に囲わず、子どもが地域で育っていくことを重視していく必要がある。
- 放課後対策の総合的な推進については、両事業の財政支援も含めて検証した上で進めて頂きたい。
- 放課後児童クラブは生活を明記している一方、放課後児童教室は学びということで位置づけられている中で単に代替にならないようにして頂きたい。児童館の役割についても評価して明記して頂きたい。低所得者の子どもの排除に繋がるようなものにはしないで頂きたい。少子化対策に第三子以降の出産支援については、子どもの最善の利益が優先される社会等の視点が必要。
- 放課後子ども対策の推進については、施設整備については事業主負担になっているが質の向上については税財源になっている約束を守って頂きたい。
- 新制度にのらない幼稚園について、行動計画との関係はどのようにしていくのか。放課後子ども対策についてはどの程度の覚悟を持って財源を投入していくのか。
- 行動計画策定については任意になっているが引き続き自治体において国家的な課題として取り組んでいく必要があり、それぞれの自治体が実情にあった観点から取り組むことが望ましい。そうした視点が今回盛り込まれたことは大変有意義。自治体の判断で達成の目標設定ができるようにして頂きたい。一般事業主の行動計画については100人以下の事業主にも例えば思い切った助成や税制優遇措置等で取り組む等も必要。

(事務局説明概要)次世代行動計画の基本理念については法律上の理念を記載しているが、地域が支えていくべきという視点については、今回基本的に盛り込まれているものと理解している。

- ・ 保育所や小規模保育 A 型については最低限必要としている保育士の確保が必要だが、B 型については A 型と同様の保育士 1/2 に加えて家庭的保育者と同様の研修を受けたものとしているが、概ねそうした研修内容に相当するものとして子育て支援員についても考えている。補助的な業務か否かについては、それぞれの場においてチームワークにおいて勤務されていることと思ひ、その点は小規模も同様。
- ・ 保育士の確保等については就学資金の貸付制度をご活用頂きたいと思う。幼稚園教諭の人材確保も必要であることはご指摘のとおり。
- ・ 次回あらためて子育て支援員（仮称）については丁寧に説明していきたい。
- ・ 放課後子ども対策については、小学校に向けた調査結果も踏まえてより実質な状況が反映されるものにしていきたい。

- ・放課後子ども対策の推進については、一体型について基準はきっちり適用しつつ、子どもたちがより利用しやすい施設を広げていくということ。
- ・給付上とは別に地域全体の幼児教育についても基本指針に市町村には書いて頂く考え方。

(会長)次世代行動計画の基本的な方向については確認を頂いた。支援法に基づく計画と次世代法に基づいた計画は一体的に進めるということであるので、積極的に進められるということで会長一任にて事務局にはかり、取り組んでいきたい。子育て支援員(仮称)については次回丁寧に説明していきたい。

次回日程については、7月31日(木)10:00~12:30開催の予定であることが説明された。

以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp